

## 総務文教常任委員長報告

(R 6 . 3 . 2 7)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と、その結果を報告いたします。

まず、**第41号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正**については、経験と能力を有する本市職員をより有効に活用し、公益的法人等への派遣による人的援助を図るため、派遣職員の給与負担の範囲を見直すものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第42号議案、亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正**については、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第43号議案、亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正**については、異常な自然現象により重大な災害が発生した現場において、

応急作業等の業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を支給するものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第44号議案 亀岡市人権尊重推進条例の制定**については、

一人ひとりが互いの人権を尊重し、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していくため、必要な事項を定めるものであります。

審査の過程において、同条例に規定される基本計画については、市人権行政の推進のために、より実効性のあるものとなるよう策定されるべきとの意見がありました。

また、反対討論として、人権の大切さは認識しているが、本条例の必要性を感じておらず、今後、有効に活用されるのか疑問があるため、反対するとの討論がありました。

一方、人権問題は各所管にまたがっており、本条例を基に有効な基本計画を策定することは、人権行政にとっての一步前進であるとの賛成討論がありました。

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第45号議案 亀岡市児童館条例の一部改正**については、亀岡市天川児童館の供用を廃止し、亀岡市立人権福祉センターを児童館との兼用施設とするため、同児童館の位置を改めるものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第46号議案 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正**については、地方自治法の一部改正及び地方自治法施行令等の一部改正に伴い、関係する条例について規定整備を図るものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第47号議案 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正**については、投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人に支給する報酬の額について、投票所の開閉時間又は従事時間数に応じた報酬の支給を可能とするものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第48号議案 亀岡市消防団条例の一部改正**については、消防団員の処遇を改善し団員を確保するため、部長、班長及び団員の報酬を増額するものであり、

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、指摘要望事項として、消防団員報酬について、より迅速に国の示す基準まで引き上げられたい、との指摘要望を行うものです。

次に、**第49号議案 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正**については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額表を改めるものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第50号議案 亀岡市物品調達基金条例を廃止する条例の制定**については、物品調達事務の規模縮小等の現状を踏まえ、亀岡市物品調達基金を廃止することに伴い、亀岡市物品調達基金条例を廃止するものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第51号議案 亀岡市立学校施設使用条例の一部改正**については、冷暖房の使用に係る使用料等を新たに規定するとともに、育親学園の開校に伴い、施設使用料の規定を改めるものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第74号議案、<sup>へんち</sup>辺地総合整備計画の策定および変更**については、東別院町の道路施設において、辺地対策事業の活用により地域の活性化を進めるため、新たな辺地総合整備計画を策定するとともに、令和2年度に策定した計画を変更しようとするものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第75号議案、財産の取得**については、令和6年度に小学校及び義務教育学校へ入学する児童に配備するタブレット端末等の購入について、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程において、今後の契約事務については、地方自治法施行令に規定される随意契約を見直し、競争性のある事業者選定を図るべきではないかとの意見がありました。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

一般会計補正予算（第8号）可決（全員賛成）

○全小・中学校等に防犯カメラを設置

・学校施設管理経費

3771万1千円増

市内全小・中学校、義務教育学校に防犯カメラを設置する。

【主な質疑】

**問** 学校における設置場所と台数は。

**答** 校舎の出入口付近に設置し、1校当たり4基から6基を考えている。

**問** 録画できる期間は。

**答** 1か月程度は録画できるようにしたい。

**問** 運用マニュアルの作成は。

**答** 本事業は令和6年度へ繰越し、1年をかけて工事を実施することから、運用までにマニュアルの作成を行う予定である。

亀岡市消防団条例の一部改正可決（全員賛成）

○消防団員報酬、さらなる拡充へ

消防団員の処遇を改善し団員を確保するため、部長、班長及び団員の報酬を増額する。

【主な質疑】

**問** 令和6年以降も国の示す基準まで増額していくのか。

**答** 消防団員報酬は、国の示す基準では、団

員で3万6500円となっており、市としても段階的に引き上げていきたい。

【指摘要望事項】

消防団員報酬について、より迅速に国の示す基準まで引き上げられたい。